

# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第七百二十五号

鳥取縣地方勞働委員会勞働者委員二名の辞任によりその補欠委員の任命をしたから各勞働組合は委員候補者を左記により推薦されたく勞働組合法施行令第二十一條により請求する。

昭和二十四年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 一、推薦資格

鳥取縣の区域のみに組織を有する勞働組合であること。但し推薦手続に参与する爲には勞働組合法第五條第一項の規定に適合する旨を鳥取縣地方勞働委員会に立証しその証明を受けなければならない。

### 二、勞働組合の資格立証手続

昭和二十四年十二月二十八日  
外 水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

推薦手続に参与する勞働組合は左の資料を推薦書に添付提出すれば立証の認定の爲縣はこれを鳥取地方勞働委員会に送付する。

- (1) 勞働組合法改正後地方勞働委員会の資格審査を受け資格があると判定された組合はその決定書の寫
  - (2) (1)に該当する組合でその後資格要件に変更があつた場合はそれに関する書類及前号の書類
  - (3) (1)(2)に該当しない組合は次の書類
    - (a) 組合規約
    - (b) 勞働協約
    - (c) その他参考となる書類
- 三、被推薦資格
- 勞働組合法第十九條第八項に該当する者及び公職追放令該当者以外の者であること。

但し委員になるについて国家公務員法国会法等の兼職禁止の規定の制限を受ける。

四、推薦候補者の数

四名程度とする。

五、推薦期限

昭和二十五年一月十八日

六、推薦方法

別記様式による推薦書(二の資格立証資料添附)を期限迄に所轄労政事務所に提出する。

別記(推薦書様式)

様式

昭和 年 月 日

住所

(労働組合)名称

印

鳥取縣知事西尾愛治殿

鳥取縣地方労働委員会労働者委員(補欠)候補者として

左記の者を推薦する。

氏名	生年月日	所属労働組合 住所、名称、地位	所属職場 名称及地位	略歴	備考

註 記載欄中略歴についてはなるべく履歷書を添附されたい。

昭和二十四年十二月二十八日印刷  
昭和二十四年十二月二十八日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

印

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

印

鳥取縣